（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第二条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「13の2」の下に「、15の2」を「第十三号の二」の下に「、第十五号の二」を加える。

様式第十号備考2中「都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあっては、」を「都道府県労働局長に提出する場合には、」に改め、同様式備考3中「登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあっては、」を「登録講習機関に提出する場合には、」に改める。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七の十八の項中「第七号」を「第八号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条　労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定は、平成二十九年九月一日前に同令別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六十号）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号15の2又は第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第十五号の二に掲げる物（以下「三酸化二アンチモン等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第四条　三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

（床等に関する経過措置）

第五条　三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成三十年五月三十一日までの間は、新特化則第二十一条及び第三十八条の十三第一項第一号の規定は、適用しない。

告　示

○総務省告示第百五十九号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成十六年総務省告示第六百九十六号）の全部を改正し、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

平成二十九年四月二十七日

総務大臣　山本　早苗

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　個人情報の取扱いに関する共通原則（第四条―第三十三条）

第三章　視聴履歴の取扱い（第三十四条―第三十五条）

第四章　域外適用（第三十六条）

第五章　雑則（第三十七条）

第一章　総則

（目的）

第一条　本ガイドラインは、放送の公共性及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、放送受信者等の視聴履歴その他の個人情報の適正な取扱いに関し、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

（適用対象）

第二条　本ガイドラインの規定は、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。

2　受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定及び本ガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3　受信者情報取扱事業者は、視聴履歴については、第二章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第三章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。

（定義）

第三条　本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　放送　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。

二　放送受信者等　次に掲げる者をいう。

イ　放送の受信に関する契約を締結する者

ロ　放送番組（放送法第二条第二十八号に規定する放送番組をいう。以下同じ。）を視聴する者

ハ　放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者

ニ　放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第六十四条第二項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者

ホ　放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者

三　受信者情報取扱事業者　放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。

四　匿名加工受信者情報取扱事業者　放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者をいう。

五　視聴履歴　放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時の一ごとに個人情報を提供する本人の意図が明らかなものを除く。

第二章　個人情報の取扱いに関する共通原則

（利用目的の特定）

第四条　受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2　受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名又は名称の表示その他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

3　受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。